

近代日本の図書館と国民教化

三浦 雅人

明治 43 年 2 月、小松原英太郎文部大臣により「図書館ノ施設ニ関スル訓令」が發布された。「健全有益ノ図書ヲ選択スルコトヲ最肝要ナリトス」として、図書館を国民教化機関として位置づけたものである。大逆事件以降、社会主義思想などの国家体制にそぐわない思想の弾圧が強化されるようになると、社会教育機関のひとつである図書館は、ますます思想対策の実行機関としてとらえられることとなった。特定の図書の奨励あるいは規制などが行われ、実質的な国民教化機関として位置づけられたのである。本研究では、明治末期から昭和初期にかけての社会教育機関のなかでも図書館に注目し、国民教化の展開とこれに関わる図書館の動きを明らかにし、国民教化に関わる図書館のあり方を考察することを目的とする。

本研究では、近代日本の図書館の活動や設置状況、図書館関係政策等を明らかにするため、法令関係文書、文部省年報掲載の統計情報、雑誌論文などを対象として文献調査を行った。また、明治末期から昭和初期にかけての図書館をめぐる社会情勢を明らかにするため、雑誌記事論文、雑誌新聞記事等を調査した。さらに、図書館と国民教化の関わりを明らかにするため、大正 2 年に成立し日比谷図書館を中心とした体制のもとで利用者本位のサービスを展開した図書館であり、米国に範をとったサービスを展開する先駆的図書館であった東京市立図書館を調査対象としてとりあげ、館報『東京市立図書館と其事業』の記事を分析した。

調査の結果、明治 43 年に小松原訓令によって国民教化機関として位置づけられた図書館は、日露戦争以降の思想の氾濫対策のための思想善導の施設として、社会教育行政において位置づけられていったことが明らかとなった。また、通俗図書館は明治 22 年にその範となる図書館が示され、各地に広がりを見せていった。通俗教育は明治 44 年以降に小松原の下で国民教化として展開されていったことが明らかになった。東京市立図書館は、明治 44 年に前後するように、通俗図書館として設立された。しかし、米国を範とし利用者本位主義をとっていた東京市立図書館でさえも、昭和 6 年 4 月に教育局の監督下に入って以降、その教化的性格を強くし、特に昭和 12 年 9 月以降の国民精神総動員運動との関わりにおいて、国民教化の役割を果たしていたことが明らかになった。図書館が国民教化機関として位置づけられるとともに、通俗教育が国民教化の手段として展開されるなか、東京市立図書館は昭和 6 年 4 月の組織改編をうけてはじめて教化的性格を強くした。東京市立図書館のあり方から、国民教化が進められるなか、図書館は国策に迎合することなく、独自の立場を貫こうとしていたことが考えられる。

(指導教員 呑海沙織)